

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 投票の記載事項

参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の参議院名簿届出政党等の届出に係る名称又は略称及び当該参議院名簿届出政党等に係る公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならないこととする。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名については、これを記載しないことができることとする。

（第四十六条第三項関係）

第二 無効投票

参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票の無効事由について、参議院名簿届出政党等の届出に係る名称又は略称を記載しないものを追加することとする。

（第六十八条第三項関係）

第三 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。 （附則第一項関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。